

丸和商事対策弁護団結成のお知らせ

弁護団長兼静岡事務局長 弁護士 轟岡 寿治
浜松事務局長 弁護士 伊藤 祐尚
沼津事務局長 弁護士 渡邊 洋二郎

東京地方裁判所に民事再生の申立をしていた丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が、本年4月14日午前11時30分に同地裁から手続開始決定を受けました。

静岡県弁護士会では、本年4月12日に緊急の電話相談会を実施しましたが、一日で121件もの相談が寄せられたことから、県内在住の丸和商事と取引をされていた多くの方の不安を解消し、適切な処理を行うことによって混乱を避ける等の目的から、丸和商事対策弁護団を立ち上げましたのでご連絡致します。

丸和商事に利息を支払い過ぎていた方、つまり過払金債権を有している方に対しては、平成23年5月末日頃までに、登録住所宛に「再生手続開始決定通知」及び利息返還金債権額が記載された「債権届出書」用紙が郵送されてきます。そして、平成23年6月30日までに「債権届出書」を提出することによって、平成23年8月19日を目途に裁判所に提出される丸和商事の再生計画案（過払金の返還率なども定められます。）について賛成ないし反対の議決権を行使できます。

もっとも、「再生手続開始決定通知」は、丸和商事に過払金債権を有する全ての方に対して東京地方裁判所の名前が記載された封書で送られてくるため、特に過去に取引をしていたことをご家族に知られたくないという方は大きな不安を抱かれています。

また、債権届出書に記載された利息返還金の額については丸和商事が計算した金額であるため疑義のある方もいらっしゃると思われます。

さらに、債権届出期間内に債権届出をしなくても債権者として扱われることになりますが、その場合には返還率が著しく低い再生計画案に対しても反対意見を述べることができなくなります。

弁護団としては、上記のような不安や不利益を回避するため、クレサラ問題及び倒産手続に精通した弁護士が、丸和商事の問題に関する限り、実質無料で相談と処理に対応していきます。

丸和商事問題に対する弁護団の対応は以下の通りです。

①丸和商事に対して少しでも過払金の返還率が高くなる再生計画案を策定するよう交渉する。

※このような交渉活動は弁護士しか行なうことができません。

②過払債権者については、代理人として再生債権届出の代行を行なう。

※その後の手続は全て代理人弁護士名で対応します。

③再生計画の内容について説明した上、代理人として議決権を行使する。

④再生計画が認可された場合には、その後の配当手続について代行する。

⑤再生計画に反対する場合は、弁護団として意見を述べる。

⑥債務が残る場合には、無理のない弁済案を提示して、債務整理を行う。

以上の点について、丸和商事の問題に関し、弁護団名簿登録の弁護士は、着手金無料、債務整理手続の報酬無料、但し後日支払われた場合に限り、配当額の10%を報酬として頂くという内容で実施することと致しました。

この条件であれば、弁護士費用の捻出が困難な方でも、弁護士へご相談頂けるものと思います。

丸和商事対策弁護団に関する問い合わせ窓口は下記の通りです。

丸和商事対策弁護団に関する問い合わせ窓口

●静岡県弁護士会 静岡支部：電話番号054-252-0008

●静岡県弁護士会 浜松支部：電話番号053-455-3009

●静岡県弁護士会 沼津支部：電話番号055-931-1848

※各支部代表番号となります。

※日弁連の規定により、受任にあたり弁護士との面談が必要となりますので、ご理解下さい。